

デジタル時代における 著作物の利用円滑化方策について

2021年1月12日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

拡大集中許諾、補償金付権利制限規定、集中管理との混合型の比較

	拡大集中許諾 ※日本において未導入	補償金付権利制限 ※日本において一定の利用について導入済み	混合型（メンバー：集中管理、 ノン・メンバー：補償金付権利制限） ※日本において現時点で未導入
多数のコンテンツの利用	<ul style="list-style-type: none"> 定型的処理や一元的な窓口による円滑化 集中管理団体が当該分野における相当数の権利者を代表していることが必要と考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> 補償金を受ける権利を指定管理団体が行使する場合は、定型的処理や一元的な窓口による円滑化が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 定型的処理や一元的な窓口による円滑化 メンバーの権利について集中管理を行う団体が補償金の分配を行うことを想定
ノン・メンバー問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ノン・メンバー問題に対応 集中管理団体に管理を委託していない権利者の著作物等を団体が管理する正当化根拠が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ノン・メンバー問題に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ノン・メンバー問題に対応 集中管理団体に管理を委託していない権利者の著作物等を団体が管理する正当化根拠は不要
権利者不明著作物等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 権利者不明著作物等に関する課題に対応（集中管理団体による権利者の搜索や徴収した使用料の適切な管理が確保されることが必要） 	<ul style="list-style-type: none"> 権利者不明著作物等に関する課題に対応（補償金管理団体による権利者の搜索や補償金の適切な管理が確保されることが必要） 	<ul style="list-style-type: none"> 権利者不明著作物等に関する課題に対応（補償金管理団体による権利者の搜索や補償金の適切な管理が確保されることが必要）
対価決定における市場原理の有無	<ul style="list-style-type: none"> 集中管理団体と利用者間の交渉により決定 	<ul style="list-style-type: none"> 制度設計次第 補償金額は文化庁長官による認可制の場合あり 	<ul style="list-style-type: none"> メンバーについては集中管理団体と利用者間の交渉により決定 補償金付権利制限部分については、集中管理団体と利用者間の交渉により決定された対価水準が反映されることが想定される
個別的な利用条件や対価決定	<ul style="list-style-type: none"> 集中管理は定型的処理が一般的 集中管理団体が非一任型の管理（委託者による使用料の額の指定等）を行う例はあり 	<ul style="list-style-type: none"> 団体による管理の場合は定型的処理 	<ul style="list-style-type: none"> 集中管理については定型的処理が一般的 集中管理団体が非一任型の管理（委託者による使用料の額の指定等）を行う例はあり 補償金付権利制限部分については定型的処理が想定される
幅広い活用可能性	<ul style="list-style-type: none"> 導入済みの国においては著作権法において利用分野が定められている例が多いが、分野を限定しない一般的な拡大集中許諾制度の導入例もあり 	<ul style="list-style-type: none"> 権利を制限するにあたって正当化根拠が必要であり、著作権法において利用分野を規定（国際条約において権利制限は、「著作物の通常の利用を妨げず」、かつ、「権利者の正当な利益を不当に害しない」「特別な場合」に限定すると規定するスリー・ステップ・テストあり） 	<ul style="list-style-type: none"> 集中管理については利用分野の限定なし 権利制限部分については、正当化根拠が必要であり、著作権法において利用分野を規定することが想定される
権利者の意思の尊重	<ul style="list-style-type: none"> 制度設計次第でオプトアウト可能 	<ul style="list-style-type: none"> 制度設計次第でオプトアウト可能 	<ul style="list-style-type: none"> 制度設計次第でオプトアウト可能
権利情報の集約効果	<ul style="list-style-type: none"> あり 	<ul style="list-style-type: none"> あり 	<ul style="list-style-type: none"> あり（集中管理団体が補償金の分配も行う場合）
取引費用及び時間の削減効果※	<ul style="list-style-type: none"> 取引費用の削減効果あり ※併せて、フィンガープリント等の技術の活用による取引費用の低減も考えられる 取引時間の削減効果あり 	<ul style="list-style-type: none"> 取引費用の削減効果あり ※併せて、フィンガープリント等の技術の活用による取引費用の低減も考えられる 取引時間の削減効果あり 	<ul style="list-style-type: none"> 取引費用の削減効果あり ※併せて、フィンガープリント等の技術の活用による取引費用の低減も考えられる 取引時間の削減効果あり

※ 3つの手法間での削減効果は一律に均等なものではないと考えられる。